

Q&A（従業員の皆さまから寄せられたよくある質問とご回答）

医師の皆さま編

本Q&Aは、従業員の皆さまから特に多くお問い合わせをいただいている質問について、整理・分類した上で、「医師の皆さま」に関するご回答を掲載しています。以下では、医療法人社団美実会及び一般社団法人八桜会をあわせて「破産者ら」といいます。

Q1 未払いの給与又は報酬（以下「給与等」といいます。）はどうなりますか。

A1 以下をご確認ください。

（1）院長医師の皆様の未払給与等

院長医師の皆様の給与等は、令和6年12月25日支払分（同年11月16日～12月10日分）が未払いであると認識しております。

未払いの給与等の明細は、従前の給与システム（奉行クラウド）においてご確認いただけます。ただし、お支払いについては後記（3）のとおりです。

（2）代診医師の皆様の未払給与等

代診医師の皆様の給与等は、令和6年12月末日支払分（同年11月1日～11月30日分）及び令和7年1月末日支払分（令和6年12月1日～12月10日分）が未払いであると認識しております。

未払いの給与等の明細については、確認、集計に時間を要しますので、しばらくお待ちいただきたく存じます。

（3）未払給与等の取扱い

ア 破産手続上の取扱い

皆様の未払いの給与等につきましては、今後の破産管財業務において、破産者らの資産の換価処分を行い、それにより一定の破産財団が形成された場合には、破産法の定めに従い、その全部又は一部に対して弁済ないし配当が行われることとなります。もともと、現時点においては、破産者らの資産状況は必ずしも明らかではなく、皆様に対して直ちに弁済ないし配当を行うことができません。

加えて、皆様の給与等が、破産法上優先される「財団債権」として取り扱われるかについては、破産裁判所とも協議する必要があります。

イ 立替払い制度について

（ア）立替払い制度の一般的なご説明

通常、従業員の皆様に対して未払いの給与があり、破産手続において、同未払給与の支払いができない見込みである場合には、独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」といいます。）による立替払い制度を利用させていただきます。

同制度を利用いただく要件は、以下のとおりです。なお、詳細は機構のホームページ (<https://www.johas.go.jp/tabid/687/Default.aspx>) もご確認ください。

【同制度による立替払いを受けることができる方】

①労働者災害補償保険（労災保険）の適用事業で1年以上事業活動を行っていた事業主（法人、個人は問いません）に雇用され、企業倒産に伴い賃金が支払われないまま退職した労働者（労働基準法第9条の労働者に限る）であった方であり、かつ、

②裁判所への破産手続開始等の申立日（本件は令和6年12月10日）の6か月前の日から2年の間に当該法人を退職した方に限られます。

【立替払いの対象となる未払い賃金】

①退職日の6か月前の日から機構に対する立替払請求の日の前日までの間に支払期日が到来している「定期賃金」及び「退職手当」（ただし、未払賃金総額が2万円未満のときは対象外です。）。

なお、解雇予告手当は対象となりません。

【立替払いされる金額】

未払い賃金総額の8割相当額であり、かつ、退職日における年齢によって上限額が定められております。

(イ) 立替払い制度の利用の可否

医師の皆様が、立替払いを受けることができる「労働者（労働基準法第9条の労働者に限る）」に当たるか否かは、一義的に明らかとはいえない（一般論として、「労働者」ではなく個人事業主という考え方もあり得る）ことから、当職らは、本破産手続開始後速やかに、機構に対して説明及び相談を行い、現在、機構において、医師の皆様が立替払いを受けることができるか否か（「労働者（労働基準法第9条の労働者に限る）」に該当するか）を検討しております。

「労働者（労働基準法第9条の労働者に限る）」に該当するか否かの判断は、個々人の皆様の立場、働き方等を総合的に考慮したうえで、最終的には機構において判断されることとなります。

立替払いを利用することができる医師の皆様に対しては、今後、個別に必要書類等のご連絡を差し上げますので、同ご連絡をお待ちいただきたく存じます。

Q2 源泉徴収票は発行されますか。

A2 個々人によって異なりますので、以下のうち、ご自身が該当する説明をご確認ください。

(1) 未払いの給与等がない医師の皆様

令和7年2月上旬までにはお手元に届くよう、準備を進めておりますので、しばらくお待ちいただきたく存じます。メール又は郵送にてお送りする予定です。

(2) 未払いの給与等がある医師の皆様

ア 院長医師の皆様

令和7年2月上旬までには、従前の給与システム（奉行クラウド）において取得できるようにいたしますので、しばらくお待ちいただきたく存じます。

イ 代診医師の皆様

令和7年2月上旬までにはお手元に届くよう、準備を進めておりますので、しばらくお待ちいただきたく存じます。なお、Q1の立替払いの利用が可能な場合には、立替払いを利用いただくための必要書類と併せて、メール又は郵送にてお送りする予定です。

Q3 従前、雇用保険に加入していなかったようですが、雇用保険資格取得届受付日より2年間は遡って加入できると聞きました。加入手続をとっていただきたいです。

A3 破産者らは、従前、破産者らと医師の皆さまとの契約は「雇用契約ではない」と整理しており、医師の皆様について、雇用保険に加入させていなかったとのこと。

もともと、従前の勤務状況によっては、雇用保険に加入できる場合があります。この場合、加入手続から2年前に遡って、雇用保険に加入することが可能です。

雇用保険の遡及加入を希望される場合には、後記専用フォームまでご連絡いただければ、当職らがハローワークに対し、雇用保険の加入資格を満たすか否かを確認いたします。加入資格を満たす旨、ハローワークから回答を受けた場合には、当職らにおいて、加入手続をする予定です。

ただし、雇用保険料の従業員負担分（被保険者の賃金総額に1000分の6（R5.4.1～）又は1000分の5（R4.10.1～R5.3.31）を乗じた額）を負担いただくこととなります。通常は、毎月の給与から控除いたしますが、遡って加入する場合には、同期間の雇用保険料（従業員負担分相当額）は、一括で負担していただくこととなります。

したがって、雇用保険の遡及加入を希望される方は、雇用保険の加入資格を満たす旨の回答が得られましたら、破産管財人より過去分の雇用保険料（従業員負担分相当額）を請求させていただきますのでご承知おきください。

雇用保険に加入するための一般的な資格要件及び離職票発行までの手順は以下をご確認ください。

【雇用保険加入資格要件】

1. 以下のいずれにも該当すること

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること（※）
- ② 31日以上雇用見込みがあること

※ 美実会・八桜会それぞれの院で勤務されていた場合、法人ごとに加入資格要件を充たすか否かを判断することとなります。

2. 同時に複数の会社で雇用関係にある労働者（それぞれの会社で雇用保険の加入要件を満たす場合）については、生計を維持するに必要な主たる賃金を受ける雇用関係にある会社でのみ加入していただくこととなります。

1) 美実会・八桜会の両院で勤務され、他では雇用関係にない場合

→いずれか一方のみ雇用保険資格要件を充たす場合、当該法人で雇用保険に加入いただきます。

→いずれも雇用保険資格要件を充たす場合、直近2年間の賃金合計額が多い法人で雇用保険に加入いただきます。

2) 美実会・八桜会の両院又はいずれかの院で勤務されるとともに、他でも雇用関係にある場合

→他の雇用先で既に雇用保険に加入されている場合、美実会又は八桜会で雇用保険に加入することはできません。

→他の雇用先で雇用保険に加入されていない場合、他の雇用先での勤務内容がわかる資料（給与明細等）を、後記のフォームからご提出ください。美実会又は八桜会で雇用保険に加入いただけるか、ハローワークにも確認のうえ、個別にご連絡いたします。

【離職票発行までの手順】

①以下のフォームに必要事項の入力【**令和7年1月15日**までにご申請ください】

<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSf-L8lyiAOFxOJu5ZE0JWRWZb9CqoDn2lkoGR-FB6oTm150Jg/viewform>

②ハローワークに対し、加入資格要件を確認と同時に資格取得届手続（提出日より2年前までの遡及となります）、資格喪失届手続、離職票の発行

③資格要件を満たす場合には、負担いただく保険料の通知及び徴収

以 上